

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 6 日現在

機関番号：32644

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530098

研究課題名(和文) 事務管理再考 事務管理者の注意義務の類型的考察を中心として

研究課題名(英文) Reconsideration of Negotium Gestio - A categorical consideration on liability of Negotium Gestor -

研究代表者

塩原 真理子 (Shiohara, Mariko)

東海大学・法学部・准教授

研究者番号：30326003

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：(1)慈善行為として自らの職業に属する活動として行い、他人に損害を発生させた場合の責任緩和規定の適用の有無、(2)事業者たる事務管理者の報酬請求権の有無について、ドイツ法を参考に研究した。(1)については、救助者が道徳上、法律上の義務により自律的自己決定できない状況にあることが問題であり、報酬請求権を認めるか否かにかかわらず、責任は軽減されるべきである、(2)については、本人にとって、報酬請求を受けることの認識可能性がない事務管理で、報酬請求権を正当化することは困難であるとの結果を得た。

研究成果の概要(英文)：I studied the following issues with reference to German law.(1) If a person undertakes the activity belonging to his profession as benevolent intervention and causes another damage, whether the article which reduces liability is applicable to him? (2) Whether a professional person have a right to remuneration? The results are (1) in so far as he could not decide autonomously to intervene, liability is reduced regardless of a right to remuneration,(2)it is difficult to justify remuneration,in so far as another could not recognize that he is demanded it.

研究分野：民法

キーワード：事務管理

1. 研究開始当初の背景

(1) 事務管理制度を研究テーマとした理由は、介護、環境保全、災害救助などの分野で市民活動の役割が高まっており、事務管理者を含む無償行為者がこれらの活動の際に損害を発生させた場合の責任のあり方、損害を被った場合の損害の填補のあり方を改めて検討することが必要であると思われたことである。

(2) 事務管理制度は、民法の債権法改正の対象ではないものの、改正が予定された隣接分野との関係で、事務管理の役割を検討する必要があると思われたことも、研究のきっかけである。

2. 研究の目的

事務管理制度の中で解釈上争われている次の点につき、検討し、制度の再構築を図ることが研究の目的である。(1)事務管理により他人に損害を発生させた場合に、事務管理者の注意義務は軽減されるべきか(課題1)、(2)事務管理者に活動中に損害が発生した場合に、損害賠償請求権は認められるべきか(課題2)、(3)事務管理者に報酬請求権は認められるべきか(課題3)。

3. 研究の方法

我が国の事務管理制度も理論面では課題を抱えているものの、規定が適用された事案が少なく、それに伴い上記の問題に関しても学説上の議論も多くなかった。そのため、継受法であるドイツ法の裁判例、学説を参照する方法をとった。ドイツでは上記(1)の課題について、事務管理者の報酬の有無が注意義務のレベルと密接な関係をもつと主張されており、また(2)(3)の課題についても、わが国と同様、損害賠償請求権や報酬請求権が明文では規定されていないにもかかわらず、事務管理者にこれらを認める解釈論が積み重ねられているなど、日本の制度に示唆を与える点が多々ある。

ドイツの判例・学説の収集、分析を行い、この間、所属大学よりドイツでの在外研究の機会も与えられたことから、レーゲンスブルク大学 H.Roth 教授の助言を得ながら、研究を実施した。

4. 研究成果

(1) 課題1につき、民法に規定のある緊急事務管理者の責任軽減の根拠から研究を開始した。我が国と同趣旨の規定(BGB680条)をもつドイツで近年公表された裁判例とその後の議論を分析し、以下の結論を得た。

BGB680条の規定趣旨は、緊急事務管理を奨励すること、道徳上あるいは法律上の義務によって介入する事務管理者に過大な責任を負担させないことにある。従って、職業又は業務に属する活動を事務管理として行う場合にも、職務自体として活動するのでなければ、規定の趣旨は当てはまるため、責任は軽減される。

職業又は業務に属する活動を事務管理として行う場合、報酬請求権が付与されるために責任が強化されるかという問題に対しても、次のようにいえる。救急医が病院で患者を治療する際、患者が意識不明であるため契約が不成立であるとしても、報酬請求権が付与され、他方で契約責任と同等の責任を負うことは、上述の規定趣旨に照らしても認められる。しかし、職務そのものとして活動することができる状況でない場合には、報酬請求権を付与することはできない。本人の利得の観点から報酬相当の不当利得返還請求を付与するとしても、自律的自己決定ができたとはいえない事務管理者の責任を強化することはできない。

利他的目的で事務処理したこと自体が責任軽減をもたらさうのかについては、「他人のためにする意思」の内容を確定した後に取り組む。

(2) 課題1の研究の過程で、関連する課題

3を新たに設定したことにより、課題2については、着手することができなかった。

(3) 課題3について、有益的事務管理の類型での報酬請求権の可能性について検討した。事務管理規定に基づく報酬請求事案はほとんど見られないが、事務管理行為にも適用されるといわれている商法512条（商人の営業の範囲内の行為に報酬請求権を付与する）の適用裁判例は若干存在するため、商法512条とそれと同趣旨のドイツ商法354条の適用裁判例・学説から、報酬請求権の正当化根拠、要件を検討し、事務管理への示唆を得ることとした。

わが国においては、商人が事務管理をした場合にも上記の規定が適用されるという解釈が多数説であるが、判例によれば、報酬請求のためには、商人の「客観的にみて他人のためにする意思」が必要であり、実質的には、本人にとって、商人が自分のために行為していることの認識可能性が必要とされている。意思の合致の不存在を事務管理要件（特に、本人の利益と意思に反しないこと）のみによって補完することを認めてはいない。

ドイツのBGH判決では、報酬請求権が認められるためには、商人が正当な権限に基づき行為したことが必要とされており、事務管理要件を充足した行為もこれに含まれるとされている。しかし、事務管理を正当な権限として報酬請求権を認めたものはなく、本人にとって報酬請求されるとの認識のためには商人による報酬義務への言及が必要であるとしているものもある点で、より厳格である。

以上より、有益的事務管理の類型においては、商人が営業の範囲内でした事務管理であっても、報酬請求を認めることは困難であり、これを承認するには、本人にとって、商人が自分のために行為していることを認識しつつ、給付を受領したということが要件を付け加えることが必要になる。従って、事務管理者が事業者である場合、事務管理規定に基づ

き報酬請求権できるという見解は採用しがたい。ただし、人命救助の場合については、異なる考慮が必要と思われる。

(4) 課題3で取り上げた裁判例は、第三者との契約に基づく行為や、当事者間の契約無効の場合に、事務管理を適用することができるかという問題にも係わるものであった。それら裁判例を見る限り、わが国においても、ドイツ法上指摘されているのと同様の問題が見られた。すなわち、「他人のためにする意思」は、行為の利益が当然に他人に帰属する客観的他人の事務では簡単に認められ、自己の契約利益を求める意思との併存も肯定されるにもかかわらず、時には、自己のためにする意思（動機）を指摘することで、十分な理由づけなく否定されている。

ドイツでは、「他人のためにする意思」をめぐるこのような判例を批判し、その内容を明確化するべく様々な見解が登場している。近時のものを見ると、一方では、事務管理者の利他的意思、動機を制度の中核に据え、不当利得と境界づけをしつつ、内心の意思の判断メルクマールや証明手法を説き、無効な契約に事務管理を適用することに反対する。他方では、事務処理を行う者を事務管理者の本人に対する義務の規定に服させることに意義を認め、それらの規定から、行為者が本人の利益を代表する意思があるか否かが重要であるとする文献も複数見られる。後者の学説では、誰のために行為するかという動機は「他人のためにする意思」とは無関係なものとされる。

後者の学説には、受任者と事務管理者に共通する効果を無理なく説明できること、前者の立場に立つ見解も、行為者が第三者に対する契約上の義務を履行している場合に事務管理を認めない根拠のひとつとして、行為を本人の利益に合わせられないことを問題にしていることから、後者の学説には参照すべきところが多いと思われる。また、わが国の

商法 512 条適用事例についてみると、後者の学説により説明づけることが可能に思われる。

しかしながら、無効な契約に事務管理規定を適用することには、民法体系上も、実質的結論にも批判は多く、前者の学説によっても、不当利得規定の適用範囲次第では本人から同等の報酬請求権を引き出すこともできるため、さらに詳細な検討を加えた後、論文を公表することとしたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

塩原真理子

東海法学 査読無、47 号、2013、59-82 頁

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

塩原 真理子 (SHIOHARA, Mariko)

東海大学 法学部 准教授

研究者番号：30326003

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：